

令和3年8月2日

保護者様

鴻巣市教育委員会教育長

鴻巣市立小・中学校における緊急事態宣言期間中の対応について（お願い）

日頃、本市の教育活動に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。この度の緊急事態宣言の発令を受けて、本市としましては、発令期間中においても、子どもの健やかな学びを保障していくことから、前回の発令期間中と同様に学校の休校は実施せずに、感染症対策の徹底を図りながら、教育活動を実施することとしました。

保護者の皆様におかれましては、引き続き児童生徒の健康管理に御留意いただくとともに、感染拡大防止の徹底及び下記の点について御理解、御協力をお願いいたします。

なお、埼玉県からのリーフレットも別添で掲載しましたので併せてご確認いただき、お子さんへのご指導をお願いいたします。

記

1 学校教育活動基本的な対応方針について

これまでどおり、「鴻巣市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策等マニュアル」を基に、感染症対策を講じながら教育活動を実施します。

2 部活動について

- (1) 食事をする際などは、給食時と同様の感染症対策を徹底します。
- (2) 活動の日数については、土・日・祝日を含めて週4日以内とします。
(ただし、全国大会やコンクール等のある部活動については、この限りではない。)
- (3) 緊急事態宣言期間中は、原則として校内での活動に制限します。

(ただし、全国大会やコンクール等のある部活動については、この限りではない。)

3 校外学習の実施について

- (1) 感染拡大の状況や学校の実情に応じて、日程や行先を検討してまいります。特に林間学校等、泊を伴う行事については、延期を視野に検討してまいります。
- (2) 実施の場合には、これまでどおり感染防止対策を講じていくとともに、保護者会等で周知等を図ってまいります。

4 体育祭・運動会について（緊急事態宣言が延長された場合）

- (1) 9月開催の学校においては、熱中症対策にもつながることから、競技種目の精選や日程の短縮など、昨年度から工夫している点を継続してまいります。
- (2) 学校の施設等の状況によっては、保護者の見学をご遠慮いただくことがございますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。

5 面談・補習等について

- (1) 学校によっては、夏季休業中に面談等が実施されますが、感染防止対策を徹底して実施をしてまいります。

6 家庭での感染症対策のご協力のお願い

- (1) 児童生徒に発熱等のかぜ症状がある場合は、学校を休ませてください。また、PCR検査を受ける際にも、学校に連絡をお願いします。
- (2) 同居家族に発熱等のかぜ症状がある場合は、原則児童生徒も学校を休ませてください。ただし、同居家族が医師の診察を受けて、児童生徒の登校については差し支えないと診断された場合は登校可とします。登校についての判断に迷う場合は、学校にご相談ください。
- (3) 児童生徒や同居家族がPCR検査等を受けた場合には、結果が出るまでは児童生徒の登校を自粛してください。「欠席」ではなく、「出席停止」として扱います。ただし、同居家族の職場等の方針による安全確認のための一斉PCR検査等の場合は、当該同居家族に発熱等のかぜ症状がない場合は、登校可とします。
- (4) 朝、登校前に児童生徒の検温や体調管理の徹底をお願いします。
- (5) 免疫力を高めるため、十分な睡眠、バランスのよい食事など、規則正し

い生活習慣に心掛け、2学期の始業式に向け、体調管理に努めてください。

- (6) 帰宅時及び食事前など、石鹼によるこまめな手洗いを徹底してください。
- (7) 発熱等のかぜ症状がある場合は、外出を控えてください。
- (8) 緊急事態宣言発令の状況に鑑み、児童生徒の不要不急の外出の自粛や、児童生徒のみの会食を控えるよう、ご協力をお願いします。
- (9) 進路に伴う学校説明会へ行く際にも登下校時同様に感染症対策を講じるとともに説明会実施校の指示に従い、行動してください。